

関西電力株式会社高浜発電所第1号機の  
原子炉等規制法に基づく工事の計画の申請の概要  
(第4回分割申請分)

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：

令和 元年 5月31日 (関原発第 80号)

補正年月日等：

令和 元年12月25日 (関原発第451号)

令和 2年 2月13日 (関原発第521号)

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW (今回申請分)

第2号機： 826, 000 kW

第3号機： 870, 000 kW

第4号機： 870, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲 (第4回分割申請分)

原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンに係るものを除く。)

<input type="checkbox"/>	ポンプ
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	主配管
	・主配管
	・主配管

11 原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (申請範囲に係る部分に限る。)

12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

11 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置

放射線管理施設

[Redacted]

[Redacted]

容器 [Redacted]

主配管  
・主配管 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

原子炉格納施設

[Redacted]

[Redacted]

ポンプ

- 容器
- 安全弁及び逃がし弁
  - ・安全弁
- 主配管
  - ・主配管

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

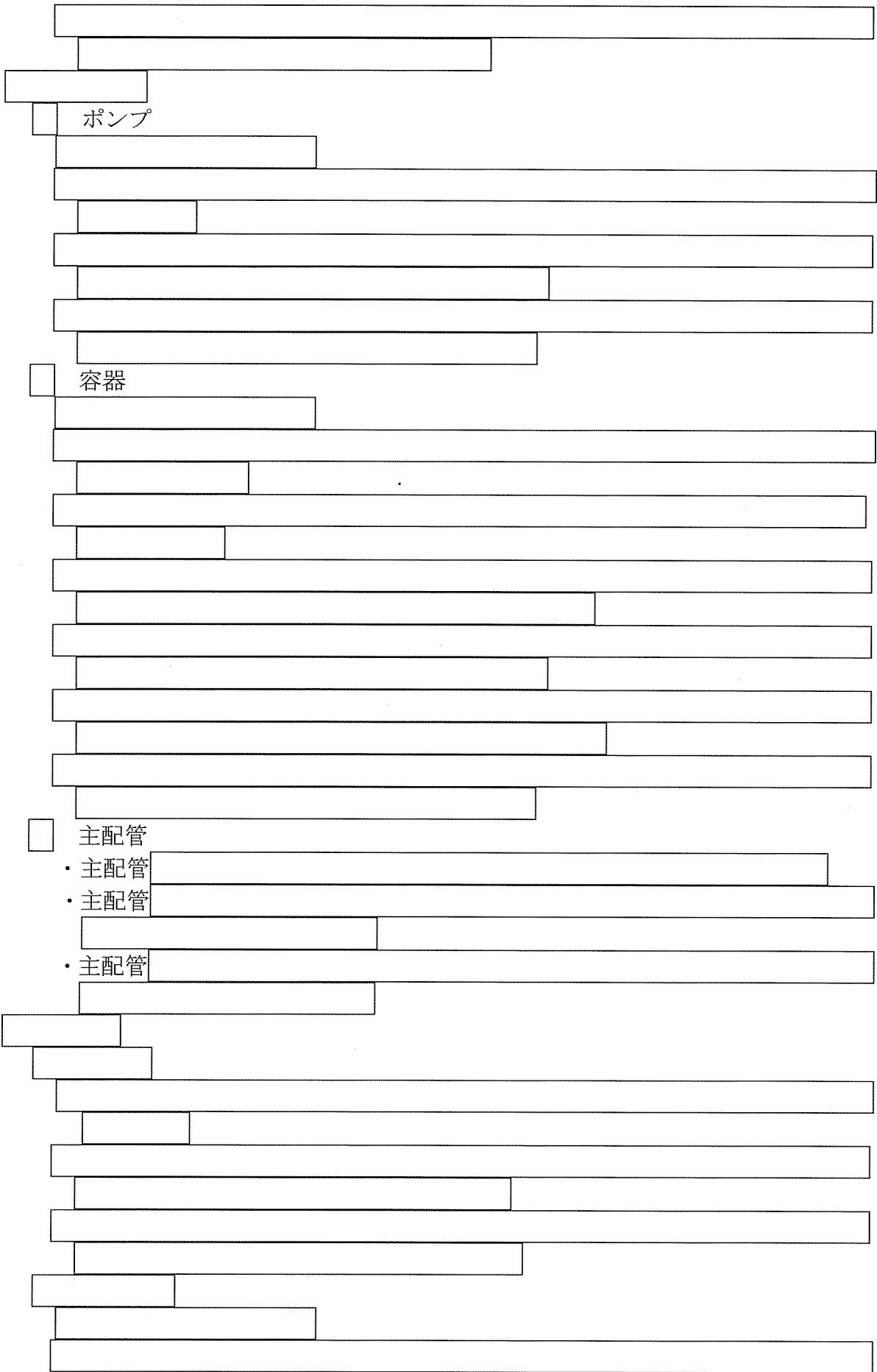
5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

その他発電用原子炉の附属施設

1 非常用電源設備

- 調速装置及び非常調速装置



[Redacted text block]

[Redacted text block]

4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

4 火災防護設備


[ ]

[ ]	ポンプ	

[ ] 容器


[Redacted content]

安全弁及び逃がし弁  
・安全弁

主配管  
・主配管 [Redacted]  
・主配管 [Redacted]  
・主配管 [Redacted]

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

5 浸水防護施設

[Redacted content]





3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）

--

容器


[ ] [ ]  
主配管  
・主配管 [ ]  
・主配管 [ ]

- 2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）
- 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

7 非常用取水設備

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

- 2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）
- 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

8 敷地内土木構造物

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

- 2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請範囲に係る部分に限る。）

### 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

### 5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）等に適合するための工事

### 6. 申請理由

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う。

### 7. 工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由

特定重大事故等対処施設及びその関連施設は、多種多様で大型の設備を多く設置することに加え、これらの設備を収納するため、地下構造で大型の建屋等を建設することから、工事物量が膨大であり、段階的に工事を進める必要がある。

これらの膨大な設備に対する工事の計画を一時に申請した場合、工事の計画の認可までに長期間を要すると予想され、これにより建屋の新設工事や建屋工事と並行して設置する設備の工事、定期検査期間中にのみ実施できる工事が開始できず、猶予期限内に特定重大事故等対処施設及びその関連施設の設置ができない状況となる。

よって、工事の計画を4回に分割して申請し、分割申請範囲ごとに工事の計画の認可を受けることで段階的な工事を実施する。

#### <参考>

##### 第1回分割申請分

申請年月日等：平成30年 3月 8日（関原発第412号）

##### 第2回分割申請分

申請年月日等：平成30年11月16日（関原発第397号）

##### 第3回分割申請分

申請年月日等：平成31年 3月15日（関原発第580号）

### 8. 審査の経緯

本申請の審査については、上記1. から6. の工事の計画及び添付書類に加え、第726回適合性審査会合（令和元年6月13日）、第738回適合性審査会合（令和元年7月

2日)、第763回適合性審査会合(令和元年9月3日)、第787回適合性審査会合(令和元年10月24日)、第818回適合性審査会合(令和元年12月24日)及び第826回適合性審査会合(令和2年1月24日)において、分割認可申請の概要及び特定重大事故等対処施設の主な論点を確認した。審査結果については、これらの審査の経緯についても反映した。

9. 当該申請に係る部分以外の工事の計画(設備別記載事項による整理)

9.1. 原子炉本体

- 9.1.1 [ ]
  - (1) [ ]
    - a. [ ]
      - (a) [ ] (第1回申請)
      - b. [ ]
        - (a) [ ] (第1回申請)
      - c. [ ]
        - (a) [ ] (第1回申請)
      - d. [ ]
        - (a) [ ] (第1回申請)
      - e. [ ]
        - (a) [ ] (第1回申請)
      - f. [ ]
        - (a) [ ] (第1回申請)
      - g. [ ]
        - (a) [ ] (第1回申請)

- 9.1.2 [ ]
  - (1) [ ]
    - a. [ ] (第1回申請)

9.2. 原子炉冷却系統施設

- 9.2.1 [ ]
  - (1) [ ]
    - a. [ ] (第1回申請)
  - (2) ポンプ
    - a. [ ] (第1回申請)
  - (3) [ ]
    - a. [ ] (第1回申請)
  - (4) 主要弁
    - a. [ ] (第1回申請)

- 9.2.2 [ ]
  - (1) 容器
    - a. [ ] (第1回申請)

9.3 計測制御系統施設

9.3.1 [redacted]

(1) 容器

a. [redacted] (第3回申請)

(2) 安全弁

a. [redacted] (第3回申請)

9.4 原子炉格納施設

9.4.1 [redacted]

(1) [redacted]

a. [redacted] (第1回申請)

(2) [redacted]

a. [redacted] (第1回申請)

(3) [redacted]

a. [redacted] (第1回申請)

9.4.2 [redacted]

(1) [redacted]

a. [redacted]

(a) [redacted] (第1回申請)

(2) [redacted]

a. 主要弁  
(a) [redacted] (第1回申請)

b. [redacted]  
(a) [redacted] (第1回申請)

(b) [redacted] (第1回申請)

9.5 その他発電用原子炉の附属施設

9.5.1 非常用取水設備

9.5.1.1 [redacted]

(1) [redacted] (第1回申請)

(2) [redacted] (第1回申請)

(3) [redacted] (第1回申請)

(4) [redacted] (第1回申請)

以上